

## 宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）その他別に定めがあるもののほか、市が行う法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(総合事業の目的)

第2条 総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、法第115条の45第1項に規定する被保険者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(総合事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとし、事業内容は別表第1に定めるとおりとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）として次に掲げるもの

ア 第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）として次に掲げるもの

(ア) 訪問型サービス相当

(イ) 訪問型サービスA

(ロ) 訪問型サービスB

(ハ) 訪問型サービスC

イ 第1号通所事業（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）として次に掲げるもの

(ア) 通所型サービス相当

(イ) 通所型サービスA

(ロ) 通所型サービスB

(ハ) 通所型サービスC

ウ 第1号生活支援事業（法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活

支援事業をいう。以下同じ。)として次に掲げるもの

(ア) 配食サービス

エ 第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。)

(2) 住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う, 法第115条の45第1項第2号に規定する事業(以下「一般介護予防事業」という。)として次に掲げるもの

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施)

第4条 総合事業は, 市が実施するもののほか, 次に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)による実施

(2) 法第115条の47第4項の規定による委託を受けた者による実施

(3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定による補助を受ける者による実施

(総合事業の対象者)

第5条 第3条各号に掲げる総合事業の対象者は, 次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者(以下「居宅要支援被保険者」という。)

(2) 市内に住所を有する65歳以上の者であって, 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号。以下「告示」という。)様式第1の質問項目(以下「基本チェックリスト」という。)に対する回答の結果に基づき, 告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当するもの(以下「事業対象者」という。)

(3) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者(以下「居宅要介護被保険者」という。)であって, 要介護認定による介護給付に係る居宅サービス, 地域密着型サー

ビス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第1号事業（第3条第1号ア（イ）若しくは（ウ）又はイ（イ）若しくは（ウ）のいずれかに該当するもの。以下この号において同じ。）のサービスを受けていた者のうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第1号事業のサービスを受ける者

（指定事業者の指定の申請）

第6条 指定事業者の指定は、第9条に定める基準に適合する者から別に定める様式により申請を行う。

（指定事業者の指定の更新の申請）

第7条 指定事業者の指定の更新は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定事業者の指定を受けたものとみなされた者（以下「みなし指定事業者」という。）及び前条の規定による指定事業者からの申請により行う。

（指定事業者の指定の変更等の届出）

第8条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第12号に掲げる事項に変更があったとき、又は、事業を再開したときは、それぞれ変更があった日又は再開した日から10日以内に市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出なければならない。

（指定の基準）

第9条 省令第140条の63の6の規定により市が定める基準は、宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成29年告示第71-5号）に定めるところによるものとする。

（指定の有効期間）

第10条 法第115条の45の6第2項に規定する有効期間は、原則6年間とするが、次の各号に掲げる区分の際は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) みなし指定事業者の指定の更新 指定の更新を受けた日から当該事業所が現に受けている訪問介護及び通所介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間

(2) 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係る事業所の指定を受けた者の指定 指定を受けた日から当該事業所が現に受けている訪問介護及び通所介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間

(第1号事業に要する費用の額)

第11条 指定事業者により実施する第1号事業に要する費用の額は、別表第2に定める単位数に単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費の支給)

第12条 第1号事業支給費（法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の額は、前条の規定によりサービスの種類ごとに算定された第1号事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90（サービスの利用者が、第1号被保険者であって法第59条の2第1項の規定に該当する場合は100分の80とし、同条第2項の規定に該当する場合は100分の70とする。）に相当する額とする。

2 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。この場合において、第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、宇都宮市介護保険利用者負担額減免認定に関する要領の規定を準用する。

3 法第60条の規定による介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(利用者負担)

第13条 総合事業に係る利用者負担額は、別表第3に定める額とする。

2 総合事業の実施に際し、食事代その他実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

(支給限度額)

第14条 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支

給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する額の100分の90（サービスの利用者が、第1号被保険者であって法第59条の2第1項の規定に該当する場合は100分の80とし、同条第2項の規定に該当する場合は100分の70とする。）に相当する額。ただし、市長が必要と認めた場合は、同第2号ロに規定する額の100分の90（サービスの利用者が、第1号被保険者であって法第59条の2第1項の規定に該当する場合は100分の80とし、同条第2項の規定に該当する場合は100分の70とする。）に相当する額とすることができる。

（高額介護予防サービス費相当事業）

第15条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業を行う。

2 高額介護予防サービス費相当事業の支給要件、支給額等については、法第61条の規定を準用する。

（高額医療合算介護予防サービス費相当事業）

第16条 市長は、高額医療合算介護予防サービス費相当事業を行う。

2 高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給要件、支給額等については、法第61条の2の規定を準用する。

（本市の区域の外の事業所に係る特例）

第17条 第9条、第11条及び第12条の規定にかかわらず、指定事業者の指定に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の要綱等で定めるところによる。

（事務の委託）

第18条 第1号事業支給費に係る審査及び支払いに関する事務は、法第115条の45の3第6項の規定により栃木県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

2 基本チェックリストを用いた判定に係る事務は、地域包括支援センターに委託することができる。

3 市長は、総合事業（指定事業者が行う事業を除く。）を法第115条の47第4項に規定する厚生労働省令で定める基準に適合する者（事業対象者に対して行う第1号介護予防支援事業にあつては、同条第1項に規定する厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

（指導及び監査）

第19条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施するものに対して、指導及び監査を行うものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成29年2月28日告示第71-4号）

平成29年4月1日から適用する。

改正文（平成30年3月29日告示第116-3号）

平成30年4月1日から適用する。ただし、第12条第1項及び第14条の改正規定中「し、同条第2項の規定に該当する場合は100分の70と」の部分は、平成30年8月1日から適用する。

改正文（令和元年8月30日告示第304-2号）

令和元年10月1日から適用する。

改正文（令和3年3月26日告示第102号）

令和3年4月1日から適用する。

改正文（令和4年8月26日告示第249号）

令和4年10月1日から適用する。

改正文（令和6年3月29日告示第122-5号）

令和6年4月1日から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

第 1 号事業

事業名		事業内容
第 1 号訪問事業	訪問型サービス相当	旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス。事業所指定により実施
	訪問型サービス A	身体介護を除く、日常必要となる生活援助を提供するサービス。事業所指定により実施
	訪問型サービス B	有償により提供される住民主体による軽度な家事援助を実施するサービス。補助により実施
	訪問型サービス C	看護師等の専門職による短期間・集中的な訪問型サービス。市直接実施
第 1 号通所事業	通所型サービス相当	旧介護予防通所介護に相当する通所型サービス。事業所指定により実施
	通所型サービス A	身近なデイサービス施設において、運動やレクリエーション等通じて、生活機能の向上を支援するサービス。事業者指定により実施
	通所型サービス B	住民等のボランティア主体により提供される要支援者等を中心とした介護予防に資する自主的な通いの場を提供するサービス。補助により実施
	通所型サービス C	生活機能を改善するための運動器の機能向上等のプログラムを短期間・集中的に提供。委託により実施
第 1 号生活支援事業	配食サービス	栄養改善を目的とした配食サービスを最大週 5 回提供する事業。委託により実施
第 1 号介護予防支援事業		利用対象者に対し、介護予防及び生活支援を目的として、心身の状況、置かれているその他の状況に応じた選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的な視点から必要な援助を行うものであり、地域包括支援センターが実施し、一部、居宅介護支援事業所への委託も可能とする。

一般介護予防事業

事業名	事業内容
介護予防把握事業	地域包括支援センターの総合相談支援業務や地域の関係団体との連携により、閉じこもり等の何らかの支援を要するものを把握し、介護予防活動へ繋げる。市直接または、委託により実施
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する知識や活動の普及啓発を行う。市直接又は委託により実施
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。市直接又は委託により実施
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う事業。市直接実施
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組及び機能を強化するために、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職を派遣する事業

別表第 2（第 11 条関係）

1 訪問型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 6 年厚生労働省告示第 86 号。以下「算定告示」という。）別表の 1 イ及びハからチに定める。			厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号。以下「単価告示」という。）の規定により、10 円に市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額



## 2 訪問型サービスA

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2 週1回60分程度	823	1月につき	単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
(日割)	27	1日につき	
事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	741	1月につき	
(日割)	24	1日につき	
事業対象者・要支援1・2 週2回程度	1,644	1月につき	
(日割)	54	1日につき	
事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,480	1月につき	
(日割)	49	1日につき	

## 3 訪問型サービスB

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2 週1回30分程度又は月2回30分程度		1回につき	500円
事業対象者・要支援1・2 月2回1時間程度		1回につき	1,000円

## 4 訪問型サービスC

算定項目	単位数	算定単位	単価
市長が別に定める。		—	—

5 通所型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
算定告示別表の2に定める。ただし、ロを除く。			単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額

6 通所型サービスA

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2	1, 366	1月につき	単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
(日割)	45	1日につき	
利用者の数が利用定員を超える場合	956	1月につき	
(日割)	31	1日につき	
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	956	1月につき	
(日割)	31	1日につき	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合又は事業所が送迎を行わない場合	376減算	1月につき	

7 通所型サービスB

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2 月2回2時間以上	/	1回につき	運営主体が定める額

8 通所型サービスC

算定項目	単位数	算定単位	単価
市長が別に定める。			サービス提供に係る 所要額

9 第1号生活支援事業

算定項目	単位数	算定単位	単価
市長が別に定める。		1食あたり	900円

10 第1号介護予防支援事業

算定項目	単価
市長が別に定める。	居宅要支援被保険者又は事業対象者に対するもの4, 605円, 初回加算3, 126円, 委託連携加算3, 126円
	居宅要介護被保険者のうち, 要介護1又は要介護2の認定を受けた者に対するもの11, 316円, 初回加算3, 126円, 委託連携加算3, 126円
	居宅要介護被保険者のうち, 要介護3, 要介護4又は要介護5の認定を受けた者に対するもの14, 702円, 初回加算3, 126円, 委託連携加算3, 126円

別表第3（第13条関係）

第1号事業

事業名	利用者負担
訪問型サービス相当	第1号事業に要する費用の額から第1号事業支給費の支給額を除いた額
通所型サービス相当	
訪問型サービスA	
通所型サービスA	
訪問型サービスB	介護保険負担割合に基づき1割、2割又は3割
通所型サービスB	食事代等の実費
訪問型サービスC	無料
通所型サービスC	無料
第1号生活支援事業	一般世帯 450円 生活保護世帯 400円
第1号介護予防支援事業	無料

一般介護予防事業

事業名	利用者負担
介護予防普及啓発事業	材料代等の実費
地域介護予防活動支援事業	無料
地域リハビリテーション活動支援事業	無料